

【表紙】

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年6月30日 |
| 【会社名】 | レオン自動機株式会社 |
| 【英訳名】 | RHEON AUTOMATIC MACHINERY CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小林 幹 央 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当者はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 栃木県宇都宮市野沢町2番地3 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長小林幹央は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠致しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重大な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行なった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行ないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の重要性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループ全社を対象として行なった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行なっている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社は、本事業年度に発覚した、当社の海外連結子会社（以下、「当該子会社」）において不適切な会計処理が行われていた事実を受け、2022年1月6日付けで第三者委員会を設置いたしました。当社は、第三者委員会の調査報告書（2022年2月28日）で指摘された問題点及び再発防止策の提言を踏まえ、本件を厳粛に受け止め、以下の再発防止策を策定し、内部統制の整備、運用状況の改善を図りました。その結果、開示すべき重要な不備は是正され、当該事業年度において当社の財務報告にかかわる内部統制は有効であると判断しました。

<再発防止策>

- (1) 当該子会社管理責任者の会計関連業務に関する職務権限の分散化
- (2) 当該子会社在庫管理体制の改善
- (3) 経営陣の意識改革を始めとする企業風土の変容への取り組み
- (4) 役員・従業員のコンプライアンス教育の実施
- (5) 内部統制の再構築と強化への取り組み

当社といたしましては、引き続き再発防止策を継続推進するとともに、継続的なモニタリングを行ってまいります。